

# 三池港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和4年11月

三池港港湾管理者

福岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成11年 9月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成11年11月 港湾審議会第170回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成15年 1月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成18年 6月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成18年11月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成20年11月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成21年 7月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成25年 8月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成26年 7月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成27年 9月 福岡県地方港湾審議会

の議を経た三池港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 小型船だまり計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3
その他重要事項	4
1 港湾の再開発	4

## 変更理由

- 1 小型船舶の適切な利用を図るため、内港南地区において小型船だまりを計画する。
- 2 土地利用形態の変化に対応するため、内港南地区において土地利用計画を変更する。
- 3 将来的な港湾施設の効率的な利用に向けた検討を行う必要があるため、四山地区において利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 小型船だまり計画

#### 内港南地区

小型船舶の適切な利用を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

#### 内港南地区

泊地	水深 2 m
泊地	水深 2.5 m
防波堤	延長 375 m
物揚場	延長 180 m
小型栈橋	4 基

## 土地造成及び土地利用計画

土地利用形態の変化に対応するため、内港南地区において土地利用計画を次のとおり変更する。

### 1 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	交流厚生 用地	工業用地	交通機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	計
内港南地区	( 1 ) 1	( 66 ) 66	( 5 ) 7	( 15 ) 15	( 1 ) 1	( 87 ) 89

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

## その他重要事項

### 1 港湾の再開発

本港の再開発について以下のとおり計画する。

#### (1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

将来的な港湾施設の効率的な利用に向けた検討を行う必要があるため、四山地区において「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を設定する。